

1 件名

非常事態宣言の期間延長

2 ポイント

- 1月1日に発令されていたブルキナファソ東部、北部及び南西部の14県への非常事態宣言が6か月間延長。
- 首都ワガドゥグには発出されていないものの、引き続きテロへの警戒を

3 本文

1月11日、国民議会において、同1日に発令されていた東部、北部及び南西部の14県に対する非常事態宣言の期間延長に関する法案が可決され、13日から6か月間延長されます。

(1) 非常事態宣言は発出された地方及び14県は以下のとおりです。

ブクル・デュ・ムフン (BOUCLE DU MOUHOUN) 地方

- ・コッシ (KOSSI) 県
- ・スル (SOUROU) 県

中央東 (CENTRE-EST) 地方

- ・クルペロゴ (KOULPELOGO) 県

東 (EST) 地方

- ・グナグナ (GNAGNA) 県
- ・グルマ (GOURMA) 県
- ・コモンジャリ (KOMANDJARI) 県
- ・コンピエンガ (KOMPIENGA) 県
- ・タポア (TAPOA) 県

オーバッサン (HAUTS-BASSINS) 地方

- ・ケネドゥグ (KENEDOUGOU) 県

北部 (NORD) 地方

- ・ロルム (LORUM) 県

サヘル (SAHEL) 地方

- ・ウダラン (OUDALAN) 県
- ・セノ (SENO) 県
- ・スム (SOUM) 県
- ・ヤガ (YAGHA) 県

(2) 非常事態宣言の発出により、移動の制限、即時の家宅捜索が行われるほか、過激化を扇動する情報発信・集会、軍事情報の拡散が禁止され、この期間のテロ行為は軍事法廷で裁かれます。

（３）この非常事態宣言は、首都ワガドゥグが所在するカディオゴ県には発出されていませんが、皆様方におかれましては、人通りが少ない場所、夜間の外出は極力控え、引き続きテロへの最大限の警戒をお願い致します。

（４）テロに関して何らかの情報がある場合や、万が一、事件に巻き込まれてしまった場合は、直ちに大使館まで連絡をお願い致します。